

## 平成30年度「中小企業・小規模事業者の データ活用及び情報発信サイトのあり方に関する調査研究」 第3回検討会資料

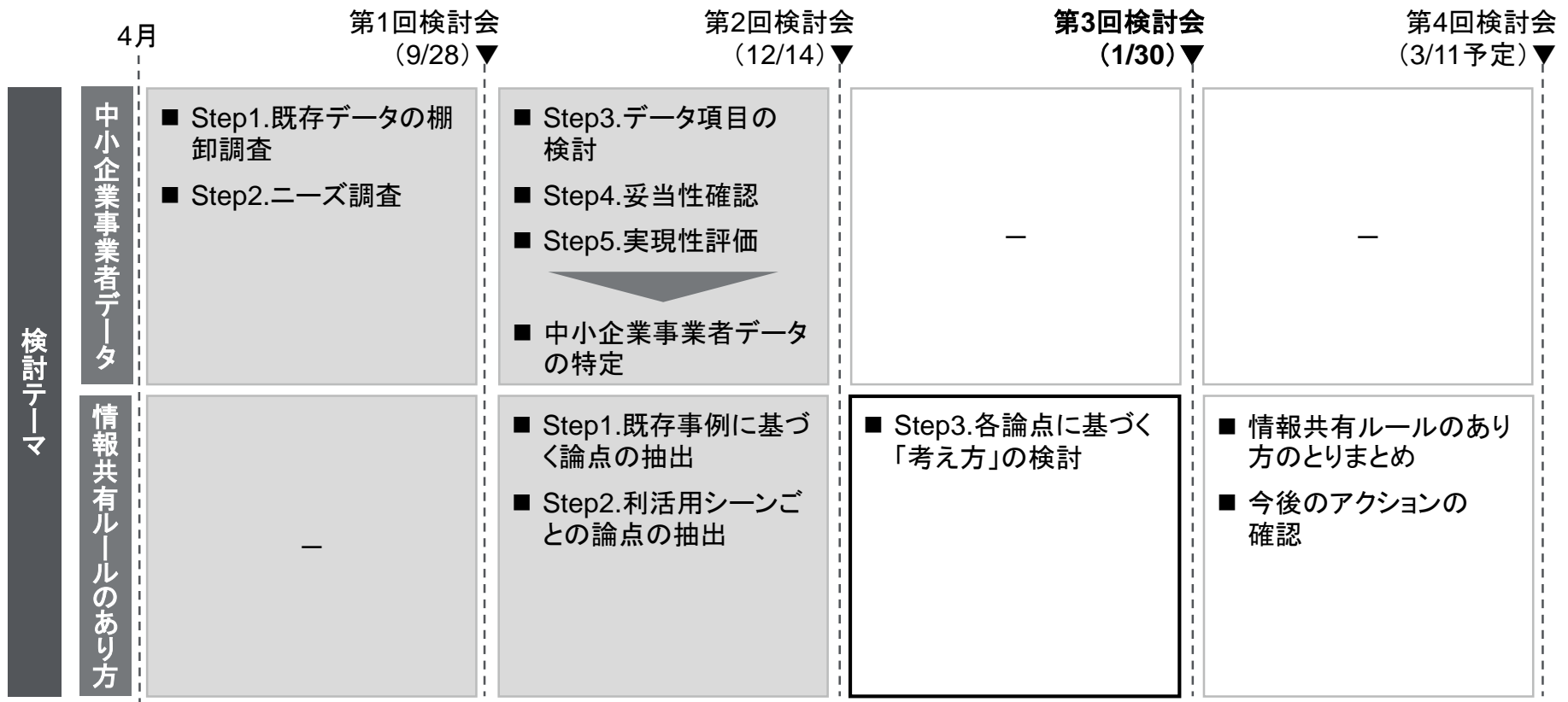
# 1. 本事業の概要

# 1. 本事業の概要

## ①本検討会の進め方

前回までに、中小企業支援プラットフォームの主な利活用と想定する「①ワンスオンリー」「②リコメンデーション」「③蓄積されたデータの有効活用(データ分析・EBPM等)」で必要と考えられるデータ項目を「中小企業事業者データ」として特定し、それら情報の共有ルールのある方策定に向けて論点を抽出した。

本日は、情報共有ルールのある方策定に向け、それら論点を踏まえた「既存の法令や契約条件内での実現可否」及び「今後に向けて別途検討が必要な点」に対する事務局案の妥当性を、各利活用シーン毎にご検討頂きたい。



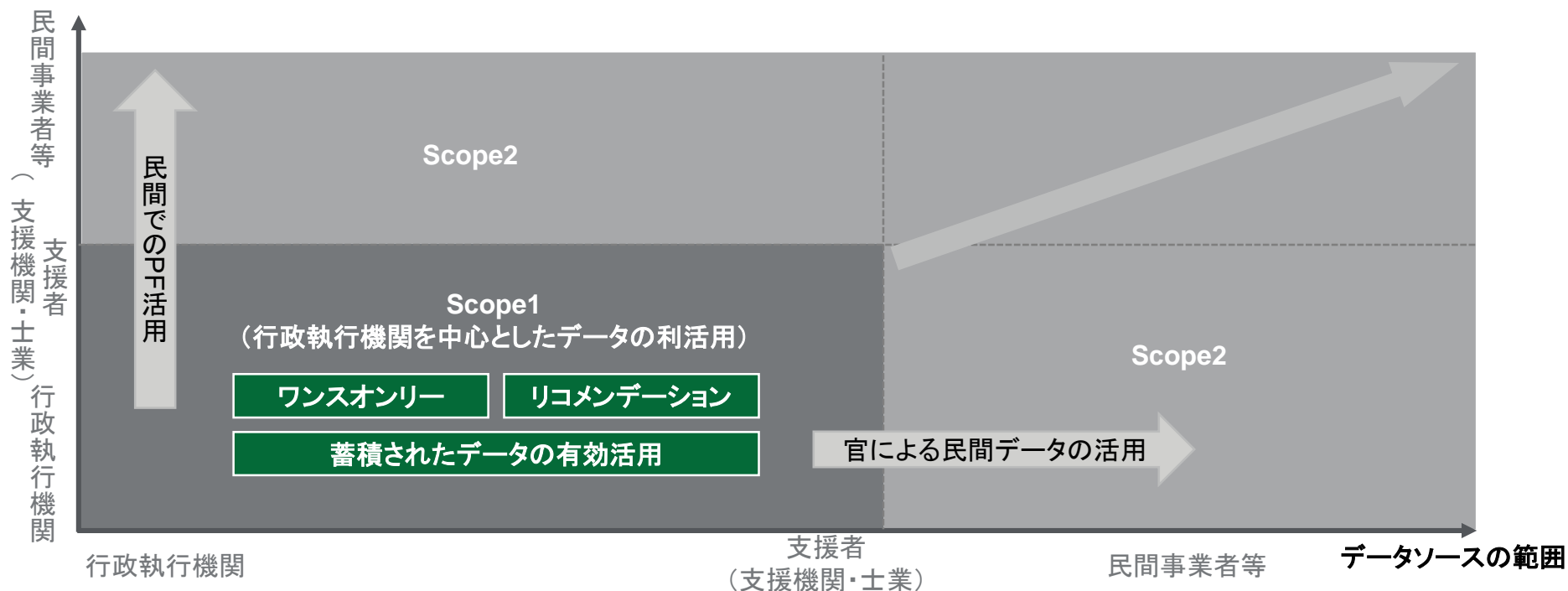
# 1. 本事業の概要

## ②検討スコープ

第2回検討会において、情報共有ルールのあり方の検討にはユースケースに基づく具体的な検討が必要との示唆をいただいた。そのため、第3回検討会においてユースケースを具体化するにあたり、プラットフォームの利用者と利用するデータソースの観点からユースケースを分類し、以下の2つのスコープに分けて検討を行う。

- ✓ Scope1: 「行政執行機関が保有するデータ」を「行政執行機関で活用する」ケース  
⇒ 「ワンズオンリー」「リコメンデーション」「蓄積されたデータの有効活用」に関して、  
(1) 既存の法令・契約条件内での実現可否と(2) 別途検討が必要な点について検討を行う。
- ✓ Scope2: 「行政執行機関のデータ」を「民間で活用する」、または「民間のデータ」を「行政で活用する」ケース  
⇒ 検討が広範囲にわたるため、(1) 想定される利活用シーンの検討と(2) 新たな論点の整理を行う。

### PFの利活用シーンの範囲









## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける 利活用シーン別の情報共有の考え方 (Scope1)

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方

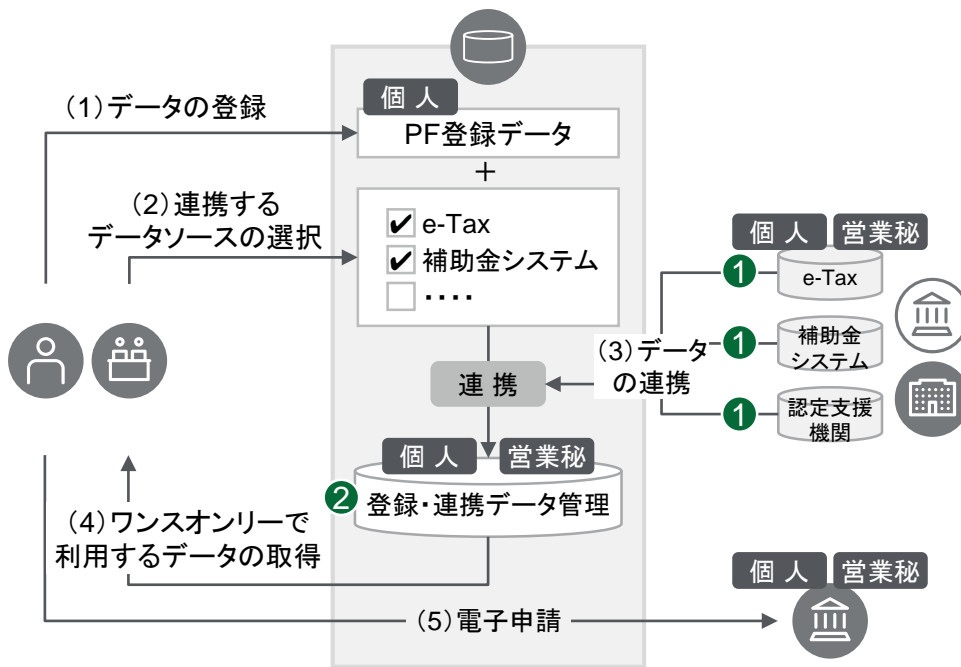
### ① ワンスオンリー

【凡例】

-  中小企業支援PF
-  事業者(中小企業・小規模事業者・個人事業主)
-  支援者(支援機関・士業)
-  支援機関
-  中小企業庁
-  行政執行機関

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



前提

- ワンスオンリーで利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者/支援者(支援機関・士業)に選択させることで、データ利用の同意を取得する。
- 電子申請は、PF以外のシステムで行う。

情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	① あり(行政執行機関、支援者)	
PFでの管理	② あり	—
PFでの加工	なし	
第三者への提供	なし	なし

- 本利活用シーンは、基本的に事業者(または支援者)から **事前同意を得たデータのみ**を利活用する。①
- したがって、**既存の法令や契約条件(※)に基づいたルール内で、データの利活用が可能**と考えられる。
- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②

※ 中小企業庁の既存の契約ルール他、PFと仕組みが類似する「情報銀行(詳細後述)の認定基準」も参照する想定

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方

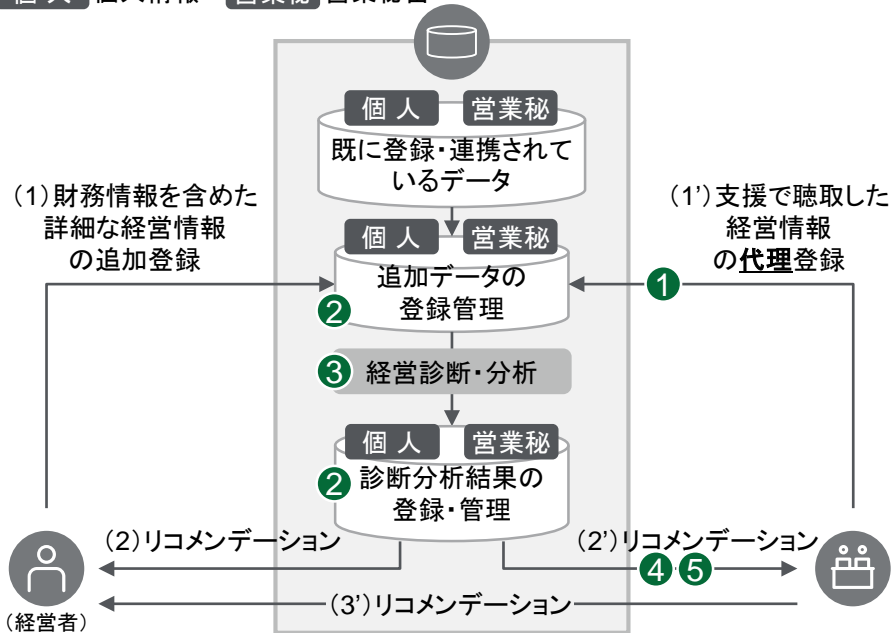
### ②リコメンデーション(経営診断)

【凡例】

DB 中小企業支援PF 
 P 事業者(中小企業・小規模事業者・個人事業主) 
 S 支援者(支援機関・士業)

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



- 経営状況の確認
- 補助金利用時の財務状況シミュレーション 等

前提

- リコメンデーションで利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者に事前に同意を得たうえで、取得する。
- 経営診断において他の事業者のデータは利用しない。
- 診断結果の著作権について、中小企業庁は主張しない。

情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	①あり(支援者)	
PFでの管理	②あり	—
PFでの加工	③あり	
第三者への提供	④あり(支援者)	⑤あり(支援者)

- 本利活用シーンでは、基本的に事業者から**事前同意を得たデータのみ**を利活用する。①③④
- したがって、既存の法令や契約条件(※)に基づいたルール内で、データの利活用が可能と考えられる。
- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②

※ 中小企業庁の既存の契約ルールに加え、PFと仕組みが類似する「情報銀行(詳細後述)の認定基準」も参照する想定

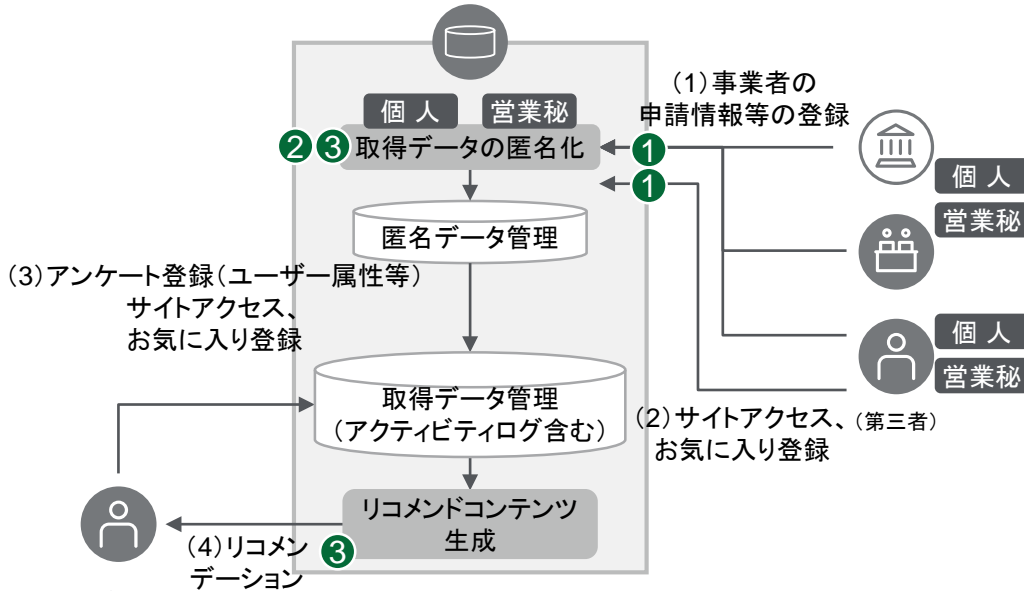
## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方 ②リコメンデーション(情報提供)

【凡例】

🗄️ 中小企業支援PF 
 👤 事業者(中小企業・小規模事業者・個人事業主) 
 🏢 支援者(支援機関・士業) 
 🏛️ 行政機関

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



■ 最適な支援制度や事例情報等の確認

前提

- リコメンデーションで利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者に事前に同意を得たうえで、取得する。
- リコメンデーションにおいては、他の事業者のデータ(アクティビティログ等)を利用する。

情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	①あり(行政執行機関、支援者、第三者の事業者)	—
PFでの管理	②あり	
PFでの加工	③あり	
第三者への提供	なし	なし

- 本利活用シーンでは、基本的に事業者から事前同意を得た情報のみを利活用する。①③
- したがって、既存の法令や契約条件(※)に基づいたルール内で、データの利活用が可能と考えられる。
- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②
- ただし、第三者からの同意取得方法については、今後に向けて別途検討していく必要があると考えられる。①

※ 中小企業庁の既存の契約ルールの外に、PFと仕組みが類似する「情報銀行(詳細後述)の認定基準」も参照する想定



## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方

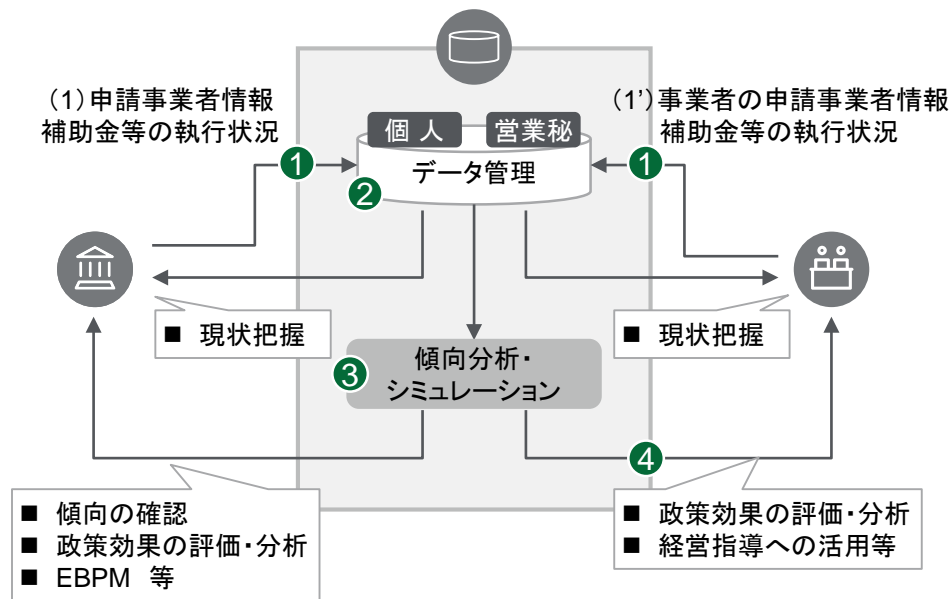
### ③蓄積されたデータの有効活用

【凡例】

DB 中小企業支援PF 
 人 支援者(支援機関・土業) 
 企 中企庁

ユースケース

個人 個人情報 営業秘 営業秘密



前提

- 利用するデータ(ソース)は、利用者である事業者の事前同意が得られないケースも想定する。
- 現状把握や傾向分析・シミュレーションの結果は、匿名加工データ、または統計データとする。
- 分析結果の著作権について、中小企業庁は主張しない。

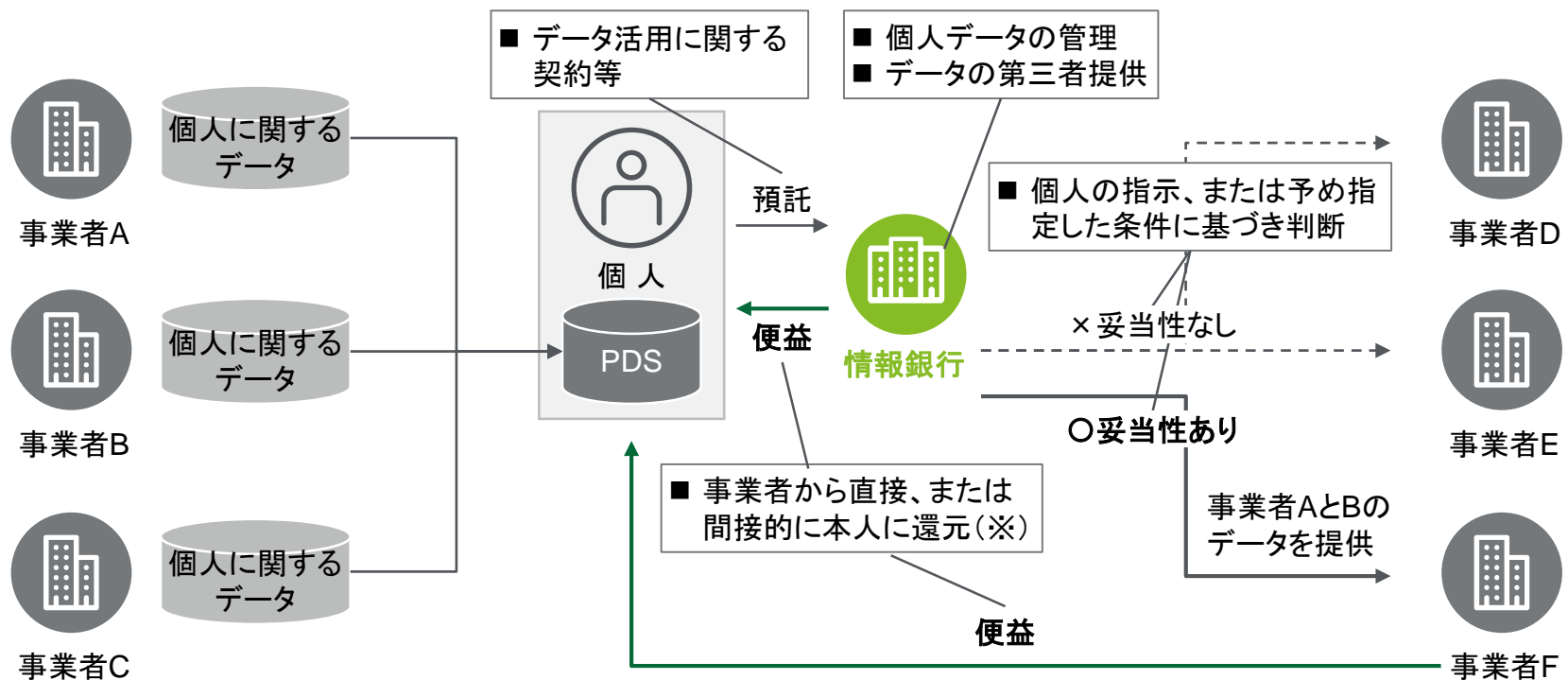
情報共有の考え方(案)

	個人情報・営業秘密	PFの著作物
第三者からの取得	① あり(中小企業庁、行政執行機関、支援者)	
PFでの管理	② あり	—
PFでの加工	③ あり	
第三者への提供	なし	④ あり(支援者)

- 尚、PFで管理するデータは情報公開請求の対象となる可能性がある。②
- 本利活用シーンでは、行政執行機関や支援者(支援機関・土業)が保有する情報(事業者から事前同意を得ていない)情報を利活用するケースも考えられる。① ③
- したがって、事前同意を得ずに個人情報等を活用する場合は、既存法令内で対応することは困難となる。
- データの匿名化や統計化の方法については、今後に向けて別途検討していく必要があると考えられる。④

## 2. 中小企業支援プラットフォームにおける利活用シーン別の情報共有の考え方 【参考資料】情報銀行の仕組み

情報銀行(情報利用信用銀行)とは、PDS(Personal Data Store)等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人に代わり妥当性を判断のうえ、データを第三者(他の事業者)に提供する事業であり、想定される中小企業支援PFの利活用シーンに類似している。



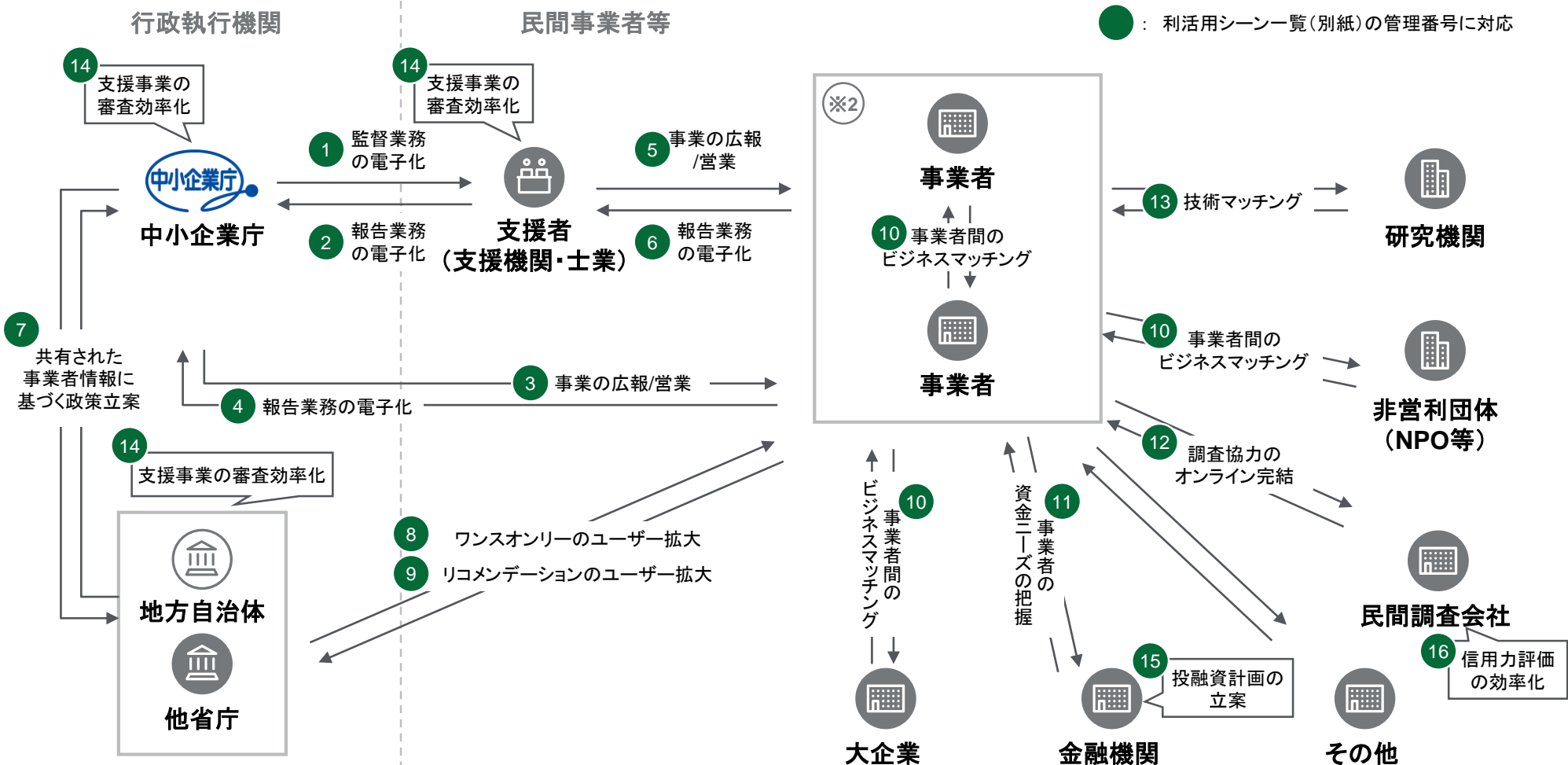
※本人には便益が還元されず、社会全体にのみ便益が還元される場合もある

### 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する 情報共有のあり方 (Scope2)

### 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方

#### ① 中小企業支援PFにおいて想定される利活用シーン例

中小企業支援PFは、中小企業・小規模事業者・個人事業主（以下、事業者）、中小企業庁、及び支援者間での利活用だけでなく、様々な行政執行機関、民間事業者等における利活用が想定可能である。（※1）



※1 有識者及び関係者へのヒアリングをもとに、事務局にて整理。関係者及びその利活用シーンを可視化することを目的としており、一部関係者について重複あり。

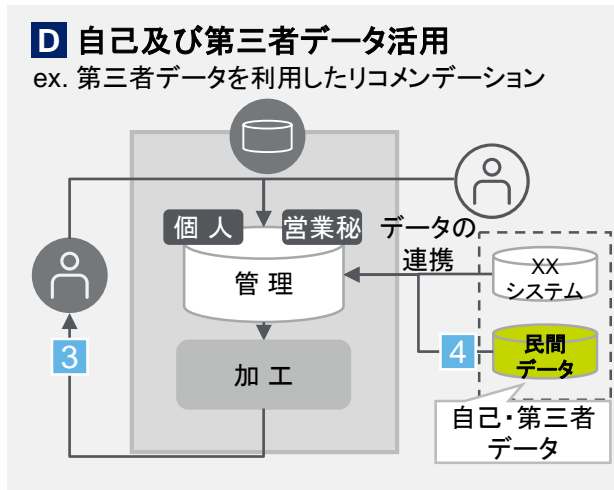
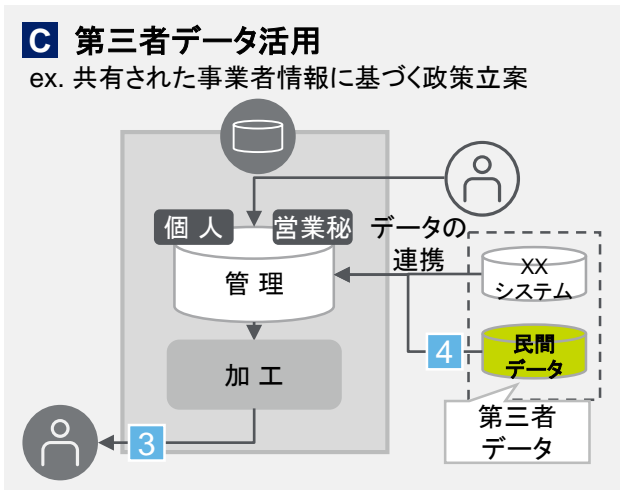
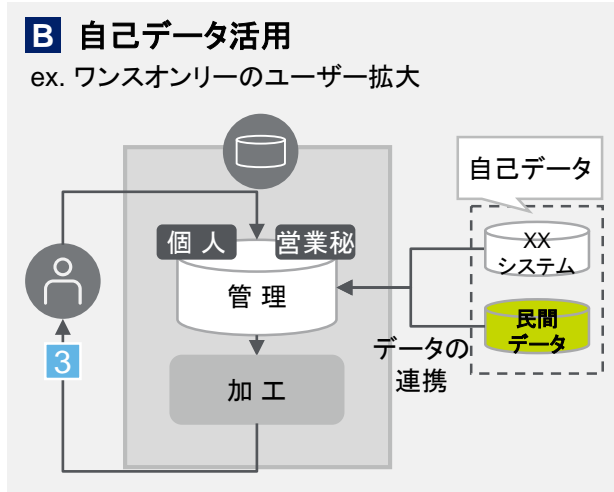
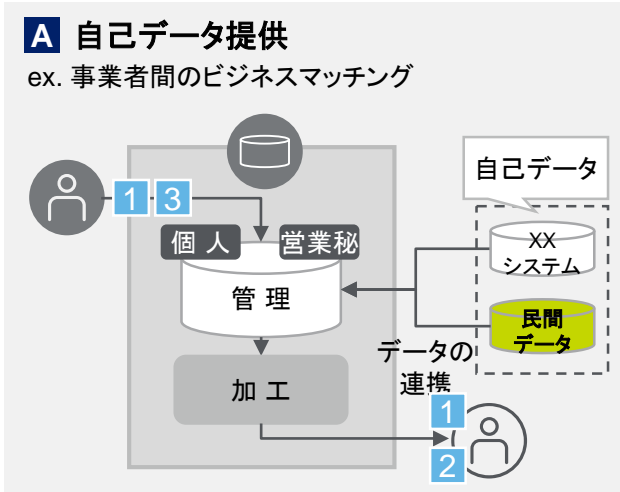
※2 中小企業支援PFに情報を提供している事業者(会員事業者)と、情報を提供していない事業者(非会員事業者)について、個別に検討する必要があります。

# 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方

## ② データ利活用パターンとその留意点

データの利活用パターンは、データの取得元と提供先に応じて以下4パターンに分類することができる。

個人 個人情報
営業秘 営業秘密
中小企業支援PF
中小企業支援PFのユーザー
第三者



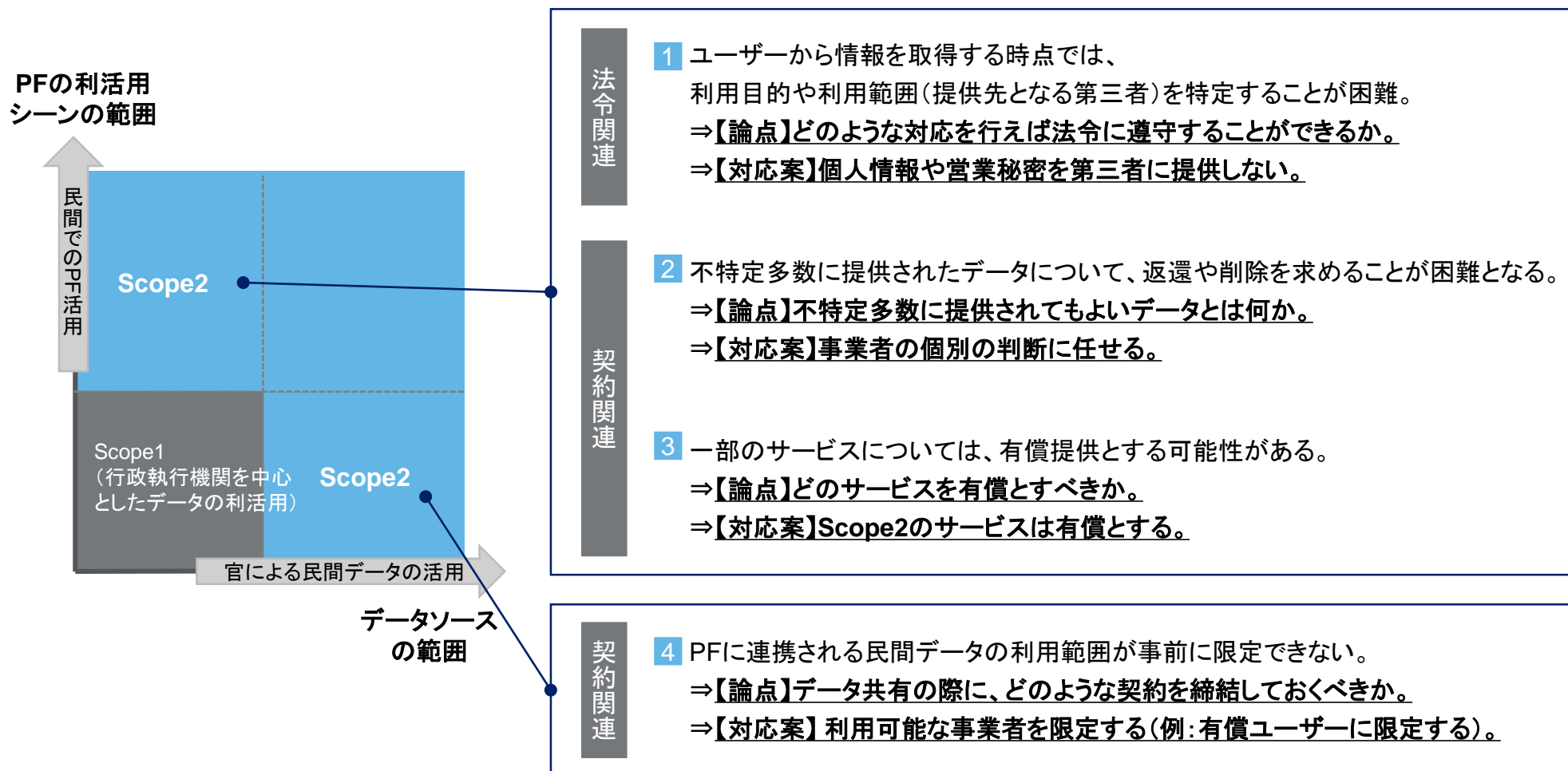
### 留意点

- 1 ユーザーから情報を取得する時点では、**利用目的や利用範囲**(提供先となる第三者)を**特定することが困難**。  
ex. 提供先がPFにユーザー登録していない研究機関や民間調査会社となるケース
- 2 不特定多数に提供されたデータについて、**返還や削除を求めることが困難**となる。  
ex. 提供先がPFにユーザー登録していない事業者であり、かつ加工していないデータを提供するケース
- 3 一部のサービスについては、**有償提供とする可能性がある**。  
ex. Scope1以外のサービスを提供するケース
- 4 PFに連携される**民間データの利用範囲が事前に限定できない**。  
ex. 加工していないデータを調査・研究目的のために公開するケース

### 3. 蓄積されたデータのさらなる有効活用に関する情報共有のあり方

#### ③情報共有ルールにおける新たな論点

先に示した4つのデータ利活用パターンの留意点を踏まえ、Scope2における利活用シーンを実現するうえでの新たな論点と対応案を、「民間でのPF活用」と「官による民間データの活用」に関する論点に区別して整理した。



## 4. 今後のスケジュール

## 4. 今後のスケジュール

次回「第4回検討会」は2019年3月11日(月)14:00～16:00に開催予定。

		第1回	第2回	第3回	第4回
検討会のテーマ	中小企業事業者データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する調査の概要説明</li> <li>検討課題の整理・議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業事業者データの特定</li> </ul>	—	—
	情報共有ルールのあり方	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有ルールの論点確認</li> <li>今後検討すべき主要論点の見極め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要論点の集中的な議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有ルールのあり方のとりまとめ</li> <li>今後のアクションの確認</li> </ul>
		9月28日	12月14日	1月30日(本日)	3月11日(月)予定



デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームあるいはそれぞれの関連事業体(総称して“デロイト ネットワーク”)の社員・職員のための、内部限の資料です。その趣旨に反して、本資料を利用して生じることのある損失等に対し、デロイト ネットワークの社員・職員の責任に帰するものではありません。



IS 669126 / ISO 27001